

あんしんペット保険 約款一部改定のお知らせ

このたび、約款の内容を一部改定することとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

■対象商品

ペット医療保険 L 型・M 型、ペット手術保険

2018年10月1日以降の契約日(更新日)の契約より適用します。それ以前の契約日(更新日)の契約であっても、払込期日が2018年10月の月払保険料から第18条の改定内容を適用いたします。

■改定のポイント

1. 月払契約について未入金による失効タイミングを改定前より約1ヶ月遅らせるよう改定をおこないました。(第18条)
2. その他、文字修正、規定の明確化をおこないました。

■約款改定箇所

変更箇所は下線部です。

旧約款		新約款	
第2条(用語及び用語の説明・定義) 約款において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりです。		第2条(用語及び用語の説明・定義) 約款において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりです。	
他の保険契約	同一のペットを対象として、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他保険会社及び共済の保険契約のことをいいます。	他の保険契約	同一のペットを対象として、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである弊社並びに他保険会社及び共済の保険契約のことをいいます。
第17条(払込猶予期間における保険金の支払い) 払込猶予期間内に保険金の支払事由が発生した場合は、次のとおりとします。 二 未払込保険料額が支払われる保険金の額を上回る場合には、猶予期間満了日までに未払込保険料の払込みがなければ払込期日に遡りこの保険契約は失効し、弊社は保険金をお支払いしません。		第17条(払込猶予期間における保険金の支払い) 払込猶予期間内に保険金の支払事由が発生した場合は、次のとおりとします。 二 <u>未払込保険料額が支払われる保険金の額を上回る場合には、未払込保険料の払込みがなければ弊社は保険金をお支払いしません。</u>	
第18条(保険契約の保険料の未納による失効) 2 月払いの第2回目以降保険料が払込猶予期間内に払込まれない場合は、この保険契約は払込期日に遡り失効します。		第18条(保険契約の保険料の未納による失効) 2 月払いの第2回目以降保険料が払込猶予期間内に払込まれない場合は、この保険契約は <u>払込猶予期間満了日の翌日に失効</u> します。	
別表1 対象とならない事由 猫白血球ウイルス感染症		別表1 対象とならない事由 猫白血病 <u>ウイルス</u> 感染症	

【お問い合わせ先】

楽天少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

0120-939-851

《受付時間》平日 10:00~18:00 《休業日》土日・祝日・年末年始